

不法占拠地の合法化と女性のリーダーシップ

トリニダード・トバゴの場合

江口 信清

．問題の所在と本稿の目的

多くの発展途上国では、急速に成長してきた都市の周辺部などで、低所得者層の住宅供給の不足が大きな問題になってきた。途上国の大都市人口増加率は年5%を超えており、一般的にスラムやスクオッターの人口増加率はその2倍以上と言われ、スラムやスクオッター住宅が増加し、平均すると都市人口の30～50%がこれらの劣悪な居住を強いられていると指摘されている¹⁾。

カリブ海地域の国ぐにでも決してその例外ではない。この地域は、1492年のコロンブスらの到来以降西洋列強の初めての本格的な海外植民地として、主としてアフリカから強制連行されてきた奴隷を使ったプランテーション経営が行われたことで知られている。1803年のハイチの独立以降、19世紀に奴隷制が相次いで廃止され、奴隷解放も実施された。そして、20世紀にはほとんどの植民地が独立し、今日に至っている。どの島国の国民も、大半はかつての奴隷の子孫であるが、トリニダード・トバゴやガイアナの場合には、奴隷制の廃止とともに流入したインド人労働者の子孫が国民の約半数を占めている。これらの島国(ガイアナ、スリナム、そしてベリーズは大陸部にあるが)では、都市部だけではなく、全国で土地の不法占拠が広く見られる。この種の不法占拠は、都市の再開発計画などが策定されて初めて政府も問題視するようになるのが一般的である。土地の不法占拠は法律上よくないことであり、マイナスのイメージを彷彿とさせがちだが、これらの国々では農村部から都市周縁部にかけてごくありふれた一種の伝統となっているといっても過言ではない。統計には表れないが、これはインド系、その他の民族よりもアフロ系の人たちの中で多く見られる。これらの不法占拠地域は、一般的に無秩序に形成されてきたかのように考えられるが、比較的整然と行われてきたケースも多くある。また、不法占拠といえ、いつでも使用可能な空き地があり、だれでもが労せずして占拠できるようなイメージをもたれがちである。しかし、湿地や岩が多い傾斜地に多大な労働力を投入して宅地や畑地として開拓されてきたような場合もある。

本稿では、カリブ海のトリニダード・トバゴを事例に取り、不法占拠の概況、不法占拠への政府の対応、そして不法占拠であるにもかかわらず整然と開発が行われてきた事例と無秩序に開発されてきた事例とに焦点を当てる。その分析を通じて、不法占拠というものが近代的な国家という枠組みの中では不法なものではあるにしても、資本も行き場もない貧困者にとっては適切な適応の一つの形態であり、未使用の土地の開拓者であることを明らかにし、さらに占拠地の合法化とインフラストラクチャーの整備に果たしてきた女性のリーダーシップについて若干考察する。

．不法占拠とスラムの概念

本稿でいう「不法占拠」は英語の *squatter* という語の訳であり、「土地所有者の明らかな許可な

しに土地や建物を占拠する人たち」²⁾であり、きわめて法的な概念である。また、「不法占拠地」とは英語の *squatter settlement* の訳であり、「不法に占拠された土地を有し、一般に自助プロセスを経てその土地に家屋を建てた人たちによって確立された居住地」³⁾ということになる。

他方、スラムという概念は国によって、あるいは関係する組織によって多様に定義されてきたし、歴史的にも変容してきた。本稿では、次のような国連の暫定的な定義に従っておく。すなわち、スラムとは「次のような特徴を様々な程度に併せ持つ地域」であり、その特徴とは、「安全な水を十分に利用できない；衛生施設や他の基本的施設を十分に利用できない；住宅の貧弱な構造上の性質；過密；不安定な居住上の地位」⁴⁾であり、社会的な指標はこの定義には考慮されていない。この定義に基づいて推計される全世界のスラム居住者人口は1993年で7億1,200万人で、2001年には8億3,700万人にまで増加すると予測されている⁵⁾。上述の定義に該当するスラム居住者は必ずしも不法占拠者ではないにしても、重なる場合が非常に多いといわれている⁶⁾。

不法占拠地域、とりわけスラム住民の大多数は貧困者であり、土地を購入したり賃借するだけの資本もなく、官有地や私有地を不法占拠せざるを得ない。生活のためのインフラストラクチャーを十分に整えられず、貧弱な構造の家屋に住まざるを得ない。このようなスラムには「絶望のスラム」と「希望のスラム」があるとストークスは分析している⁷⁾。前者のようなスラムでは、オスカー・ルイスが提起した「貧困の文化」⁸⁾が再生産されるのに対して、後者では、住民が助け合い、自らの力で生活を改善させていくという。インフラストラクチャーが整備され、教育にも力が入られるといったように、中産階級の価値観が多く住民に共有される。しかし、背景や価値観、あるいは出身民族までが多様な人々を束ねて、リードする人が多くの場合必要である。論理的に物事を考え、雄弁に他者を説得し、そして交渉する能力のある人が希望のスラムを改善する先頭に立てる。それがスラムの「自生的」リーダーなのである⁹⁾。

・トリニダード・トバゴの概況

さて、本稿で事例として取り上げられるトリニダード・トバゴは、1498年のコロンブスらによる第三次航海での発見以来スペイン領に編入されるが、1802年にトリニダードが、そして1814年にトバゴがイギリス領になる。この時期までに多数のフランス人も、1789年のフランス革命や1803年のハイチの独立を契機に、ハイチから移り住んでいる。トリニダードとトバゴは1884年に行政上統合され、1962年にイギリス連邦の国として独立した（第1図）。熱帯気候区に属すトリニダード・トバゴの全面積は5,127km²で、2000年の総人口は1,262,366人である。そのうちトリニダードの人口は1,208,282人で、首都のポート・オブ・スペインに49,031人がいるので、約4%が首都の人口ということになる。しかし、実際には隣接する地域にそれを上回る人口が居住するために、この数字はあまり意味がない。エスニック・グループ別にみれば、トリニダード・トバゴ総人口の約35.3%がアフロ系で、インド系が35.9%となり、後者が数の上では多い。両者のほか、混血が16.4%、白人が0.6%、華人系が0.3%、シリア系が0.01%、そして残りが「他」と「不明」ということになる。エスニック・グループ間の混血は着実に進んでいる。

奴隷制時代にはアフリカからの奴隷労働力を用いたさとうきびの栽培とその加工がプランテーションで行われていた。19世紀の奴隷制廃止後、さとうきびの栽培だけでなく、インドから契約労働

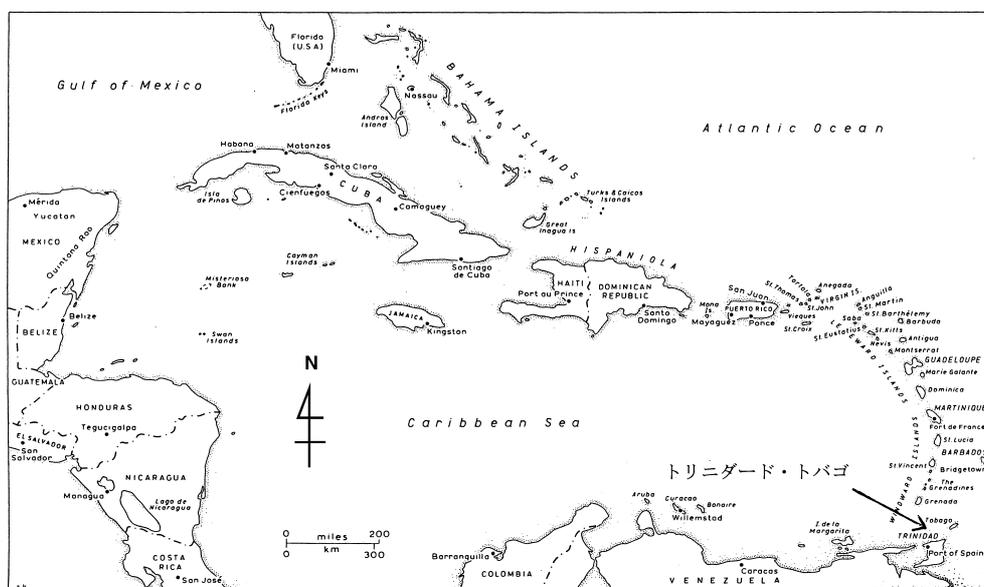


図1 カリブ海地域とトリニダード・トバゴ

(David Watts: *The West Indies—Patterns of Development, Culture and Environmental Change since 1492*, Cambridge, Cambridge University Press, 1987の2頁の図より作成)

者としてやってきたインド人の多くが契約期間終了後、稲の栽培を始め、今日でも稲作が主としてインド系住民によって続けられている。砂糖やその他の換金作物の国際市場価格の低迷を反映して、あちこちに元はプランテーションの畑であった、未使用地が広範に存在する。

トリニダードでは、1867年に最初の油井が掘削されたが、商業的原油の掘削は20世紀になってから始まった。戦後、世界的な石油ショック直後の1974年には石油ブームが起こり、その採掘と精製のための就業機会が増加し、それを求める労働者が島内からだけではなく近隣の島々から多数やってきた。そのようなこともあり、都市部では住宅不足が深刻化していった。カリブ諸国の中では第1の産油国で、2002年の1人当たり国民総所得は6,750ドルであり、この地域の島嶼国家の中では最も豊かである。しかしながら、食料をはじめ、国民の消費物資の多くが国外からの輸入に求められ、広範な貧困層が再生産されてきた。第一次産業には8.1%、第二次産業には26.4%、そして第3次産業に65.3%が従事している。都市化率は2000年で74.1%、2010年で77.9%、そして2020年では80.7%が予測されている¹⁰⁾。また、改善された飲料水源へのアクセス率は1980年で91%、そして2000年で90%という逆転した結果が出ているが、これは不法占拠がこの間増加し、それだけ水源へのアクセスが難しくなっていることを示すと考えられる。改善された公衆衛生へのアクセス率は、国全体では99%という高い率を見せている¹¹⁾。また、土地無し人口は表1のようになって

表1 土地無し人口

(単位:人)

年	総人口	登記件数		土地無し人口
		単年での数	累計	
1996	1,263,600	31,790	397,683	865,917
1997	1,274,800	40,270	437,953	836,847
1998	1,282,600	39,432	477,385	805,215
1999	1,283,800	37,374	514,759	不詳
2000	1,290,000	17,439(1-7月)	532,198(1-7月)	不詳

Land Settlement Agency: *Policy Document on Poverty Eradication*, 1989, p.4より。

注: 土地無し人口には子どもの人口も含まれるし、1998年の法律による *Certificate of Comfort* の資格保有者も含まれる。ただ、登記件数の累計数には、1970年以前の数は含まれていない。1999、2000の総人口は Central Statistical Office: *Statistics at a Glance 2000* による。

いる。子どもの数を含むとはいえ高い割合の人たちが土地を所有しておらず、借地・借家生活をするか、不法占拠していることをうかがわせている。また、失業率は12.1%（2000年）である¹²⁾。

・不法占拠地域の形成

不法占拠は、他の多くの発展途上国のように急激な都市化の進展によってのみ生じたのではなく、およそ160年前の奴隷解放後の土地政策、労働市場、住宅政策などの無策・放任によって急速に生じたと考えられる。農村地帯での不法占拠に始まり、後に都市化の進展とともに、都市周縁部でも生じることになる。奴隷解放後の植民地政府の土地政策は、プランテーションの労働者を確保するために、政府の土地を解放された人たちにできるだけ売却せず、零細な独立自営農民を創出しないことを目的にしていた¹³⁾。官有地の売却は大きな面積のものに限られ、ほとんど資本を持たない解放奴隷には大規模な土地の購入は不可能であった。また、たとえ小規模な土地を購入できたとしても、零細規模の農民の土地には課税された。この二つの要因が、合法的な小規模の土地所有者の成長を一面では妨げたが、他方においては、農業には不適として使用されなかった傾斜地の官有地が元奴隷であった人びとに不法占拠され、零細規模の農民が着実に増えていった。その後、官有地の購入が一部認められ、1860年代には内陸部への道路が多少切り開かれたが、不法占拠は減るどころか増加の一途をたどっていった¹⁴⁾。

1979～80年にかけて政府が実施した官有地の不法占拠地域数は、全国に254ヶ所（うち、トリニダードでは251ヶ所）あった¹⁵⁾。しかし、実際には増加傾向にあり、25年後の今日ではもっと多いことは間違いない。地方都市の周辺から首都ポート・オブ・スペインの周辺にいたるまで、不法占拠は全国で行われてきた。この不法占拠地域を大きく分ければ、大都市（首都ポート・オブ・スペインと西海岸中央部のサンフェルナンド）周縁地域、地方町の周辺地域、そして農村地域になる。

の地域では、とくにポート・オブ・スペインでの不法占拠は深刻で、市の北部と西部の丘陵部を、東には幹線高速道路沿いに這うように増殖してきた（後出の図3）。とくに丘陵部の不法占拠地は、侵食やシルトの流出を引き起こす森林伐採が続き、南部へ流れる河川の汚染や洪水の被害を引き起こす問題が発生し、注目されるようになった。さらに、通常の都市化した平地と比較して、急傾斜の丘陵地に適するようにインフラストラクチャーや各種サービスを整備するためには費用がかかりすぎるなどからも、問題視されるようになった。このような土地では農業などはできず、スラム的状況を呈した居住環境が多く見られる。人口は過密状態であるが、大都市の周縁部であることから、都市の富裕層対象の家政婦や露天商や観光関連産業を含む低賃金労働の機会に比較的恵まれている。の地域では、兼業農家のような世帯が多く、自家消費用の農業を営みながら、町で多様な賃金労働に従事する。不法占拠の住民には政府の下級役人や警察官などもある。の地域では、不法占拠は昔から広範に行われてきた。主に農業と住宅用に土地が不法に占拠され、バナナ、キャッサバ、タロイモなどの自家消費と販売を目的にした作物の栽培が行われている。

不法占拠地域は、一般的に不法であるがゆえにインフラストラクチャーの整備は十分ではない。道路、上下水道、電気、電話、ゴミ処理などの問題を抱えている所が多い。しかし、非公式的な手続きを経て水道や電気、あるいは電話を設置するものもいるし、また、盗電をするものもいる。不法占拠地で農業をするものもいれば、農業しながら賃金労働に従事するもの、そして無職のものも

いるし、職業構成は多様である。

・不法占拠地対策と政治

1) スラムクリアランス事業と合法化

戦後～1986年

1944 1949年にかけて「スラム・クリアランス並びに住宅条例」が成立し、スラムの一扫が策定された。そして、1962年には国家住宅局（National Housing Authority）が首都のポート・オブ・スペインと第2の都市サンフェルナンドの都市スラムと不法占拠集落を転居させる計画を立案した。1970年代までに不法占拠は国家的問題として注目されるようになった。そして、1977年には長期政権を維持していた人民国家運動党（PNM）の下で大規模な合法化が約束されたが、1986年までこれは果たされなかった。

1986年の土地保有の合法化案

1986年の総選挙で、長期政権のPNMが敗れ、国家再建連合党（NAR）が政権を担当することになった。この年に官有地上の不法占拠を合法化する法律「土地保有（官有地）の合法化法」が成立したが、この法律が成立した背景がある。それは、それまでの政府に対するNARのメンバーが支持する「スूसー」と称する土地確保のプロジェクトが成功したからに他ならない。トリニダードの言葉「スूसー」は日本の「頼母子講」に近い意味を持つ。このプロジェクトは、1980年代初期に、スूसー土地有限会社という非営利会社が設立されたことに始まる。このプロジェクトには合計12,000人が参加し、500万米ドルが集められた。その金で、トリニダードの地方町の周辺部の田園地帯11ヶ所におおよそ2,000エーカーの土地が購入され、自助的なやり方で居住地を開拓することに成功した。購入された土地の大半は使用されないままにあったプランテーションの農地だった。このプロジェクトは当時の政府に対する挑戦となり、土地保有の合法化案を生み出させるきっかけになったのである¹⁶⁾。他の途上国での不法占拠地の合法化が、不法占拠者に長期的な住まいを比較的安価に供給する一つの方法として有効なことが証明されていた。この考え方を応用し新たに成立した法律は大量の税金をつぎ込むことなしに住宅問題を解決できる魅力的な政治的試みであり、中産階級や富裕層からの批判を受けることなく、不法占拠者を合法的な土地所有者に転換するのに有効な方法として見なされた。この法律は、それが定める資格を満たす人すべてが対象になり、比較的新しく不法占拠を始めた人たちだけでなく、長期間にわたって広範囲に占拠してきた人たちに対しても立ち退きの心配を取り除くことにもなった。ただし、資格としては、次の諸点を満たす必要がある。トリニダード・トバゴの国民ないしは住民でなければならない。1977年12月の時点で当該土地上に住居として使用する目的の構造物を建てているか、建築途上にあるものでなければならない。1986年8月29日の法律の発効日まで当該土地の保有を続けている必要がある。合法化の申請は、法律家が主任を務める5名からなる審査委員会に諮られ、厳正に審査された。審査に対して土地所有者である政府や個人は異議申し立てができた（第14 - 20項）。審査委員会が、法律に照らし合わせて適切な資格を持つ不法占拠者であると認めた場合、土地の賃貸を認めるが、環境上、あるいはその他の理由で当該土地の占有が不適切である場合には、申請を認めなかったり、あるいは

別な官有地へ移動させることができた（第22項）。資格ありと認められた人は、当該土地の30年間の賃貸が認められ、さらに30年間の賃貸を更新することができた。

しかし、この合法化法は不十分なものでしかなかった。なぜなら、1977年12月2日という日付では、おそらく5,000～7,000人の不法占拠者にしか法律が適用できず、それ以降増殖を続ける不法占拠者には適用できないからである。また、インフォーマルに不法占拠地上に家屋を建て、他者に販売し、購入した人物が法律の適用期間の途中から住み着いている場合もあるからである。さらに、たとえ資格が認められたとしても、土地を正式に測量し、それが測量局長に承認されたあと、弁護士を雇って土地権利の申請手続きが必要になる。申請者にとってはこれらの手続きのために多大な出費が必要になるだけでなく、正式な手続きが終了したとしても、水道、電気、道路などの個々のインフラストラクチャーの整備にどのように対応すべきかという政府側にとっての面倒な問題があった。有資格者と無資格者が混在するコミュニティを単位にした法律でなく、1986年の法律は個人を対象にしていたので、問題はかなり深刻であった¹⁷⁾。

1986年の案の修正

しかし、1991年に再びPNMが政権を取り戻した。今回は、個々の不法占拠者の占拠地の合法化よりも、むしろコミュニティを中心にした不法占拠地全体の合法化の必要性やインフラストラクチャーと環境の改善の必要性を強く意識しており、これらをいかにして1986年の法律に取り込むかが検討された。その結果、新たな不法占拠地の合法化プログラムは、一つの手続きでコミュニティ全体を合法化するというもので、インフラストラクチャーの整備も強調するものになっていた¹⁸⁾。

しかし、次のような事件も起きている。政府所有のカローニ砂糖会社の所有地上に不法に建てられた住宅と野党支持者の多い選挙区の不法占拠住宅が政府によって強制撤去されてしまった¹⁹⁾。この事件は、不法占拠の問題が、政治家の票の獲得と結びついていることを如実に物語っている。1995年の選挙では統一国民会議（UNC）が勝利したが、PNMと連立政権を運営した。不法占拠者対策は前政権からのそれをほぼそのまま継承した。そして、1996年には国連のハビタットIIでの条約に署名し、土地定住局（Land Settlement Agency）とそれに関する法律が整備されることになった。これによつて国際的に不法占拠に積極的に対処することを約束したことになった。さらに1998年10月28日に *Act No.25*（土地保有の合法化）が可決された。この法律によれば、審査を経て、一定要件を備える不法占拠者に「慰め証書」（*Letter of Comfort*）が発給される。

2) 慰め証書、合法化、そしてリーダーの出現

さて、慰め証書が発給される要件とは、1998年1月1日までに、すでに官有地である不法占拠地上に家屋を建てて住んでいることが必要で、5,000ft²以下の、1ヶ所にある住宅およびその敷地のみが認められる。1979年～80年にかけて調査された254ヶ所の不法占拠地域がこの対象になる。ただし、環境上好ましくない地域、公共用の使用が計画される地域、そして保安林や他の保留地は認められない。このような土地を占拠している場合には、住宅は破壊されないが、この証書を手にしたとしても別な官有地への移動を命ぜられることがある。この証書を得たものは、199年間の土地の賃貸契約を政府と結ぶことができる（少なくとも18歳以上の国民で、住居を所有していたり、占拠していないことが必要条件）ことになってはいる。しかし、公共上の必要性が生じた場合には、この証書を有しているからといって、199年間同じ所を占有し続けることができるというわけでは決して

ないのである。数千人もの不法占拠者が2001年11月に慰め証書を受けたにもかかわらず、翌年の2002年3月には国から立ち退きを命じられたという²⁰⁾。

1986年の土地保有の合法化案ではあくまでも個人を合法化の審査対象にしていたが、1998年の法律ではコミュニティ全体が対象になる。コミュニティの中で上記の条件を満たした人たちがひっくるめて合法化の対象になるのである。また、コミュニティのインフラストラクチャーの整備も一括して行われる。インフラストラクチャーの整備は自助が基本であり、資材は国から提供してもらう。そのためにも、コミュニティを代表して土地定住局をはじめとする国の機関と交渉する必要がある。なによりもまず、コミュニティ内の様々な背景を持つ住民を束ねて、一つの統合を生み出す必要がある。そのような人は、論理的に考えることができ、しかも雄弁に議論し、かつ他者を引き付ける魅力ある人でなければならない。また、ある程度の経済的、時間的余裕を持つ人でなければならない。不法占拠者の多くは貧困で、そのようなことをする時間的、経済的余裕がない。このような人物が出てくるコミュニティは、比較的早く土地占拠の合法化が認められ、水道、電気、道路などのインフラストラクチャーの整備を進めることができることになる²¹⁾。

・秩序ある不法占拠と無秩序な不法占拠

1) ボボール・システムと秩序ある開発 都市近郊の不法占拠地域、ボネールの場合

さて、不法占拠地域だからといって必ずしも「スラム」ではなく、現地の人たちがスラムと言う場合、一般的にそれはネガティブな意味合いで使われる。全国に250ヶ所以上の不法占拠地域が存在するにもかかわらず、スラムと表現される場所はそう多くはない。多くの不法占拠地域では、比較的整然と占拠がなされている。なぜなのだろうか。トリニダードの人たちの間では「ボボール」という言葉がしばしば使われるが、決してよい響きを持つものではない。会社などから金品を盗んだりする行為を指し、フランス語で嘘を意味する *bobard* に由来すると言われている。このボボールという行為は不法占拠をする際にも行われる。ボボールによって開拓された不法占拠地域の場合、土地はたいていの場合整然と区画割がなされている。特定の人物が未使用地を囲い込み、木を切り倒すなどしてある程度それを整備し、いくつかに細分化したものだから、当然であるといえば当然、整然とした様相を示すことになる。ボボールを行う人物はいわば特定の土地の開拓者であり、幹旋人であり、自分の開拓地に住み続ける場合もあるし、他所に住まいを有している場合もある。

一例をボネールに見てみよう。ボネールは首都ポート・オブ・スペインから車で約30分東に位置し、平地と傾斜地上にコミュニティがある。行政区分から言えば、ボネールはアロウカ町に近く、町からおおよそ500mの距離にある(図1)。アロウカの総世帯数は2,884、人口が12,074人である(2000年)。官有地のボネール・エステートと隣接する雑木地域が1980年初め頃から入植が始まり、不法占拠されてきた。ボネール・ノース・イーストとウェストの2つのコミュニティからなり、平地の多くは農業用に使われているが、かつては西インド大学セント・オーガスティン校の農場として使われていた。

ここでは、ボネール・ノース・イーストの一部の例を見てみよう。このコミュニティは2004年8月の時点でおおよそ350世帯、1000人余りからなる。1998年以来、電気と水道の設置を交渉してきたが、2004年8月の時点では実現されていない。また、慰め証書を得るべくこの数年間申請してきたが、い

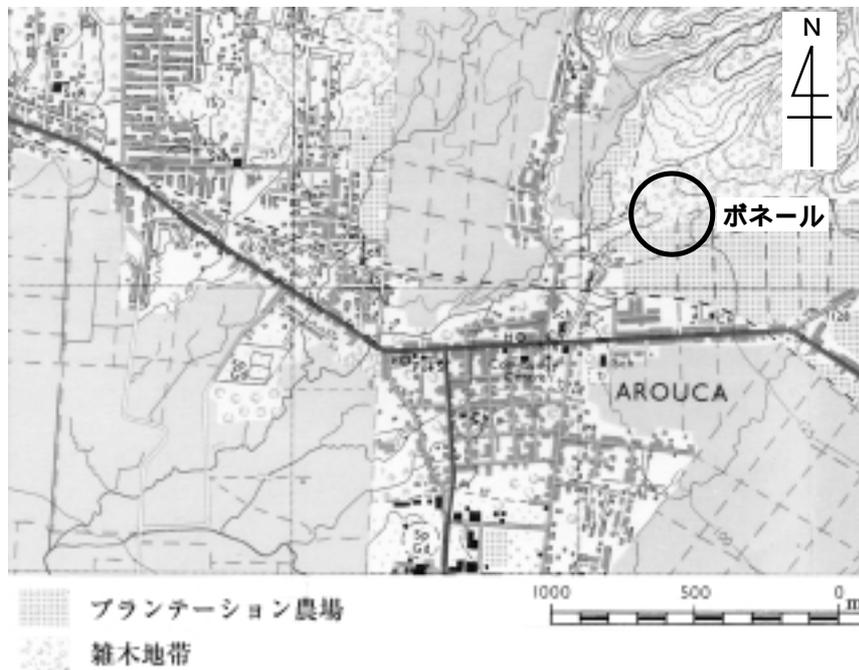


図2 ボネールの位置

(トリニダード・トバゴ政府 1978年発行 1/25,000 地図をもとに作成)

まだに認められていない。ここの住民の多くは、先住地で仕事を失い、借家を出ざるを得なくなった人や、世帯成員が成長する過程で家を出てきた人たちなどからなっている。住民の多くは近くのプランテーション農地でのサトウキビの収穫に従事する季節労働者や周辺の町の裕福な家庭の家政婦をしたり、建設労働者や、あるいは水道局などの若干の公務員もいる。女性のシングル・ペアレンツ家庭も比較的多い。自家消費用のタロイモ、バナナなどの農作物を栽培し、ヤギや牛を飼育するものも比較的多い。なかには、平地に大きな規模でマンゴーなどの果樹などを栽培し、販売するものもいる。

いずれも不法占拠であるが、多くの世帯がボボールを通じて定着したと言われている。各々の宅地は比較的広いが、家屋のほとんどは木造で、各家屋の部屋数は多様である。水は公共栓から家まで運ぶ。便所は大地に穴を開け、トタン板や板で囲んである。排泄物でいっぱいになれば、移動させて穴をふさいでしまう。通りは舗装されておらず、雨が降る毎に浸食され、でこぼこだらけである。また、もちろん街灯もない。

ここに1990年にやってきて家を建てた友人の家に1997年に移ってきた女性は、例外的に翌年の98年からこのコミュニティのリーダーの1人として活躍した。中学校しか卒業していないが、雄弁で、人当たりもいい。文字の読み書きも達者で、政府機関との交渉や申請書の作成などもしてきた。彼女は他の女性らと自助グループを結成し、このコミュニティの多様な背景を持つメンバーに所属意識を培うために、格闘技のクラス、演劇、あるいはドラムのクラスを催したり、体育祭なども開催してきた。

2) 「スラム」と無秩序な開発 首都周縁部の不法占拠地域、シーロットの場合

しかし、誰かれなく、無秩序に入植して占拠していった場合、しかも、誰もが住みたがらないような周縁部の土地の場合、人びとは密集して、無秩序に住むことになる。このようにして形成された空間がスラムであり、外部者からはネガティブでステレオタイプのイメージがこの空間に付与されることになる。数ある不法占拠地域のなかでも「スラム」と称されるシーロットの例を見てみよう。

ここは首都ポート・オブ・スペインの南端の湿地帯に面した一角にある(地図2)。戦後、市の東

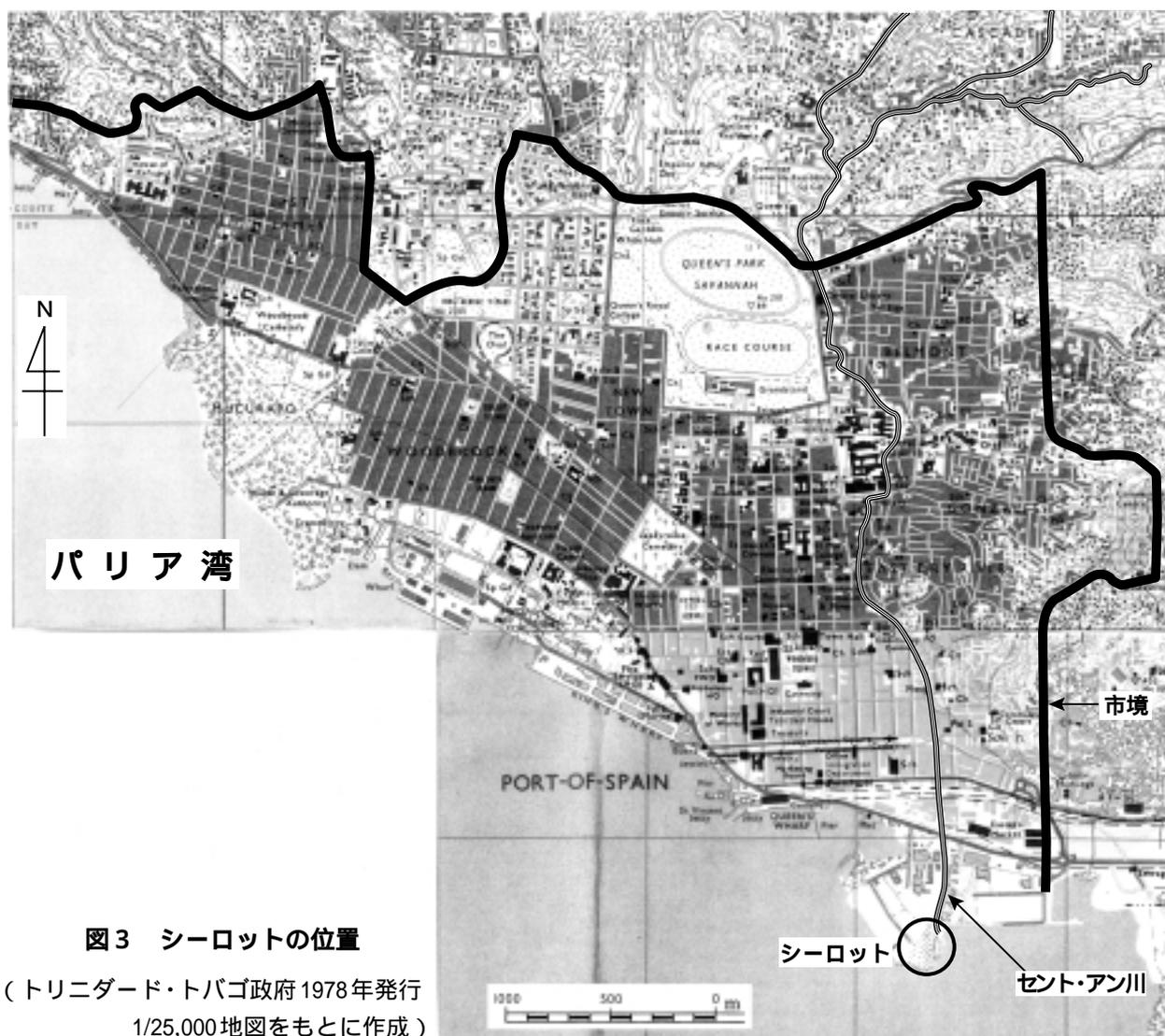


図3 シーロットの位置

(トリニダード・トバゴ政府 1978年発行
1/25,000地図をもとに作成)

部を北から流れているセント・アン川の東側の丘陵地上に不法占拠集落が形成され、無秩序な開発が進んできた。必ずしもすべてが不法占拠でないにしても、現在でも急な斜面上への進出は続いている。シーロットはセント・アン川の河口部に形成された集落である。ここ一帯は1966年に入植が始まった。最も古い住民で50年間（2004年時点）住んでいることになる。「私たちは不法占拠者ではなく、開発者なんですよ」と女性のリーダーらは主張する。ほぼ50年前、ここ一帯には元々マングローブが生い茂っていた。最初の住人たちが土や石を運んできて、埋め立てた。その上にダンボールとトタン板で囲った家に住み、徐々に整備して今日のような土地に作り変えてきた。新たに入ってきた人たちは、さらに集落の南側のマングローブを切り倒し、土と石で水の部分を埋め立て、「開発」していった。新たに入ってくる人が定着する空間がほとんどないときには、南側をさらに埋め立て、今日の規模にまで拡大した。現在、シーロットは中央、東、そして西の部分からなり、全体で約300世帯、1,500人からなる。今でも、新たに人が流入しており、ちょっとでも入る余地があるところに、小屋が建てられ、人口過密の状態が問題になっている。コミュニティのおおよそ1 km東には外資系の缶詰工場があり、マグロが加工され、缶詰にされ、日本などに輸出されている。ここで発生する生臭い臭気や、このコミュニティの東部の湿地を埋め立てられて立地している下水処理場からの臭いが風に乗って漂ってくる。中央コミュニティの西端に沿って北から南に幅8 mほ

どのセント・アン川の上流から生ごみやその他のものが流れ込てき、河口部に堆積している。それから発生する悪臭が海底から漂ってくるタールの臭いと混ざって、コミュニティ内を漂っている。多くの世帯は家敷地内やそれに隣接してトイレを構えている。地面に穴を掘り、トタン板などで囲っただけのものである。コミュニティ内にはまともな溝がなく、雨が降れば道は水浸しになる。道の整備とまともな溝づくりが緊急の課題の一つである。

シーロットの名前はネガティブなイメージを持ち、職を求めに事業所へ行き、最初に「シーロットから来ました」と言うと、差別され、手にできるはずの職も得られなかった、と言う人が多い。どんな場合でも、シーロット出身ということで、たいへんな目にあつたという。これがこの人たちのスティグマになっている。このようなマイナス・イメージを消すために、名前を変えようという動きもあった。最近、シーロット・コミュニティ・グループはコミュニティ内をきれいにしようと呼びかけてきたし、蔓延するエイズ撲滅のキャンペーンを始めている。

このグループは2003年に結成された。複数の女性がリーダーであり、中シーロットのコミュニティのほぼ全戸に近い約70名のメンバーからなっている。コミュニティ内の病人や高齢の貧困者を救済する活動も行ってきた。あるいは、子どもたちが非行に走らないように、バスケットボールなどができる、セメントで固めたコートをコミュニティの中に作った。また、資金を得るためにポート・オブ・スペインの各種会社に寄付を頼んだり、あるいはケーキを焼いてバザーを催すという活動なども行っている。「誰も助けてくれない」という気持ちが非常に強い。いわゆる頼母子講はここでは「スूसー」と言い、5人ほどが毎週20トリニダード＝トバゴ・ドル（1ドルは約18円）を出し合って、これをやっている。住民のいくばくかは近くの缶詰工場での低賃金労働に従事したり、政府の臨時の道路工事などに従事したりするが、他の多くは失業状態にある。外部に住み、働いている親族からの支援を得ていたり、政府からごくわずかの年金を貰っている人もいる。わずかの収入のほとんどは食料購入に使われる。1日3食取れる人は少ない。コミュニティの西に位置する魚市場や農産物市場へ出かけ、そこに捨てられているものを拾って生活する人もいる。夜、街で働き、昼は学校へ通う子どももいる。

政権が変わるごとに、住民は強制退去を命じられてきたが、1994年ごろに政府関係者がやってきて、測地したにもかかわらず、それ以降はやってきていない。

「立ち上がって、何かをしなければいけない」と女性リーダーの1人は言う。生きるためにはなんでもしなければならぬ。コミュニティを出てよそへ移る金はないし、ここは多くの人にとって自分たちの土地なのである。住民、とくに初期の住民の間に「私たちは不法占拠者ではなく、開発者なのです」という自負がある。シーロットは無秩序に拡大し、都市住民からは悪の巣窟であるかのように見なされてきたが、住民は湿地で、未使用の土地を使用可能な状態に自ら転換してきた「開発者」そのものなのである。

．おわりに

1) 不法占拠は「開発」である

1838年の完全な奴隷解放からまだ170年ほどしか経っていないが、いやそれだからこそ解放された人たちの子孫は手持ちの資本も乏しく、土地を購入して独立自営農民になることさえ難しい状態

が続いている。彼らの祖先が行っていた未使用地の「開発」は今日でも続けられ、いわば彼らの伝統行為の一部になっている。彼らの多くには罪悪感を感じられず、むしろ未使用地を使用可能にしてきた「開拓者」としての自負で溢れる人もいるのである。急斜面上、湿地の周縁部、川の土手上など、ひとたび大雨や洪水が発生すると真っ先に被害を受けるような土地に住み着き、それなりに使用可能な状態へと改変の努力を続けてきた。一方において、このような開発、とくに整序だった開発を進める原動力になったのは、反社会的行為であるはずのボボールであった。ボボールによって開発された土地の区画を購入することで、「不法占拠者」はこの社会では正当な「やり方」で土地を購入した。購入することによって、彼らには一種の土地所有者としての意識をもつことができたのである。

アジア、アフリカ、そしてラテンアメリカの多くの都市では、独立後、多くの人口が周辺部から都市へ流入し、不法占拠は大規模で、利益のあるビジネスにもなり、政治家、警察官、そしてあらゆる種類の人々が介在してきた²²⁾。官有地であれ、不在地主の私有地であれ、多くの国の多くの地域でこれに類似の開発が行われ、広範な貧困層にシェルターを提供してきたのである。近代国家の住民として生きていく限り、近代法を共有し、それに沿って生きざるを得ないが、政府による貧困者対策が十分に機能していない状態下で、不法占拠者や不法占拠地の斡旋者の開発者としての努力を我々は評価すべきなのかもしれない。

2) 女性とリーダーシップ

不法占拠地域の初期の発展段階（山本のいう第二段階）で、生活環境の改善になぜ女性が主導的役割を果たすのだろうか。いくつかの理由が考えられる。一つは、家事・育児が女性中心に行われ、水道、電気、トイレをはじめとするインフラストラクチャーの整備にもっとも必要性を感じるからであろう。したがって、これらの整備が一段落した時点で、彼女らの役割は一応終わるということになる。とくに、カリブ海地域のアフロ系下層住民の間では、女性が経済、その他の分野で活躍する特徴があり、それは奴隷制時代の奴隷の再生産や今日まで続く母中心家族という家族形態にも見られる。男性の家計への貢献度が低く、また安定した家族生活を営みにくく、男の影が薄い特徴がある²³⁾。この点は、『貧困の文化』の提唱者であるオスカー・ルイスの指摘した貧困家族の特徴と類似している。こういった社会・文化的背景も不法占拠地域の発展の第二段階で、女性のリーダーを生み出す背景になっているのではないかと考えられる。さらにいえば、女性が産み、育てるといった本来の女性性に根ざしているといえるのかもしれない。コミュニティが山本の提起する第3段階にまで成長すると、女性の手を離れ、男性にリーダーシップが移行する傾向があるのは、これから来るのかもしれない。

個々の女性リーダーの属性に焦点を当てると、かならずしも高学歴者ではないが、雄弁で、能動的で、さらには相対的に経済的余裕がある点が共通して見られる。他者とうまく向き合え、しかも相談に乗る時間的余裕を比較的多く持っている。このような特徴を持つ女性リーダーは同じカリブ海地域のドミニカ国でも見られたし、また、2005年夏期に筆者が実施したガイアナでの調査でも見出された。山本勇次は自生的に現れるリーダーを「プロト・カリスマ」と称し、「カリスマ」のような強力なリーダーシップを持っているわけではないが、不法占拠地域の支持者によって生み出される自生的で、インフォーマルなリーダーシップを持つ人」と定義している²⁴⁾。そして、このようなプロト・カリスマの属性として、基本的には親切で、魅力的なパーソナリティに拠り、以前の社

会的地位，専門，あるいは生まれから自由である，としている。不法占拠地域の住民は多様な地域の出身者で，背景も多様である。トリニダードの不法占拠地域形成の初期段階で現れる女性リーダーは，まさにプロト・カリスマと言える属性を持っている。

本稿では，不法占拠集落や自生的リーダーについて詳しくは扱えなかったが，この点については別稿でいくつかの事例と比較しながら，分析したい。

付記

本稿に使用された資料は，文部科学省科学研究費補助金基盤研究A(2)(海外調査)「スラム地区住民の自生的リーダーシップに関する地域間比較研究」(平成15～17年度，代表 江口信清・立命館大学 課題番号15252004)によって，2004年に実施したトリニダードでの調査で収集された。本稿の一部は，2005年人文地理学会大会(2005年11月13日，於九州大学)での筆者による報告「スクオッター地域の形成と女性の役割 トリニダード・トバゴの事例」と重複する部分があることを断っておく。トリニダードの調査に際しては，西インド大学セント・オーガスチン校のアサド・モハメッド教授を始め，多くの方々の支援を頂いた。ここに感謝の意を表しておく。

注

- 1) UN Human Settlements Programme : *The Challenge of Slums Global Report on Human Settlements 2003*, London, Earthscan, 2003, p. 83.
- 2) 前掲1), p.12.
- 3) 前掲2), p.83.
- 4) 前掲2), p.12.
- 5) 前掲2), p.13.
- 6) 前掲2), p.84.
- 7) Stokes, C. J.: A Theory of Slums, *Land Economics* 38, 1962, pp.127 ~ 37.
- 8) Lewis, O.: *La Vida*, New York, Vintage, 1965.
- 9) 山本勇次「ネパールの民主化と都市スクンバシ集落の「コミュニティ」的特徴 ネパールの都市スラム街に咲いた自治組織の花は枯れてしまうのかー」, 立命館大学人文科学研究所紀要No.76, 2001, 199 ~ 246頁。
- 10) 前掲2), p.25.
- 11) 前掲2), p.259 .
- 12) Central Statistical Office, Republic of Trinidad & Tobago: *Annual Statistical Digest 2000*, Port-of-Spain, Central Statistical Office,p.69.
- 13) Wood, D.: *Trinidad in Transition*, London, Oxford University Press, 1968.
- 14) Brereton, B.: *A History of Modern Trinidad: 1783 ~ 1962*, Oxford, Heinemann, 1981, pp.89 ~ 90.
- 15) Social Services, Community Development and Micro Enterprise Unit: *Policy Document on Poverty Eradication*, Land Settlement Agency, 1999.
- 16) Mohammed, A.: *Low Income Housing and the Political Process in Trinidad and Tobago: The Case of Sou-Sou Land Limited*. Ph.D. Thesis, Cornell University, 1990.
- 17) National Housing Authority: *Public Policy on Squatting in Trinidad & Tobago and Establishment of a Squatter Regularization Programme*, Port-of-Spain, Trinidad, 1989.
- 18) 前掲17), pp.14 ~ 18.
- 19) Mohammed, A.: 1988.
- 20) *Express*紙, 2002年5月2日。
- 21) 山本勇次はネパールのスクオッター地域の形成について，インフラストラクチャー，店，寺院，学校

その他の社会制度の整備などに関連して、いくつかの発達段階に分類して議論している。＜第一ステージ＞揺籃期スクンバシ（不法占拠者）は恐怖と不安におびえながら生活。これを補うべく、占拠者は外的に対して内的凝集性を強化するために共同の「お祭りムード」を見せびらかす傾向にある。＜第二ステージ＞「インフラストラクチャー」建設期 良好な便所，水道栓，電気の3種の「インフラストラクチャー」を建設，新しく誕生した「プロト・カリスマ」は，不法占拠居住区の実際的なリーダーとして彼の「素質」が十分であるかどうか，支持者らに試される。住民はコミュニティ意識を持つ用意ができています。そして，独自の不法占拠者委員会を立ち上げ，たいていはプロト・カリスマが最初の委員長に選ばれる。＜第三ステージ＞「上部構造」建設期 ラルプジャを獲得するまで，不法占拠者らは共通の目標に向かって委員長に従う傾向を示す。しかし，ラルプジャを獲得する共通の目標を達成するや否や，委員長の指導の下にある共同の秩序に従う関心を低下させる。店，ヒンドゥ 寺院，学校などはコミュニティにとって必要な「上部構造」と見なされる。インフラストラクチャーの基本的必要物が満たされると，元不法占拠者の住宅区は「上部構造」の必要性を満たす傾向にある（山本勇次「ネパールの民主化と都市スラムの形成：スクンバシと日本近世の被差別民との比較は可能か？」，（藤巻正己編『生活世界としての「スラム」：外部者の言説・住民の肉声』立命館大学人文科学研究所叢書13号：古今書院，2001，所収），147～176頁）。

22) 前掲2)，p.283.

23) 江口信清『カリブ海地域農民社会の研究』，八千代出版社，1990。

24) Yamamoto, Y.: Sukumbasi Transformation from Communitas to Community, H.Ishii, D.Gellner, and K.Nawa (eds.), *Political and Social Transformations in North India and Nepal*, New Delhi, 2006 (in printing).

（本学文学部教授）

Regularization of the Squattered Land and the Women's Leadership:
A Case of Trinidad-Tobago

by
Nobukiyo EGUCHI

The author aims to argue the squatters are the very developer of the land unused and to analyze the women's role for the regularization of their lands and development of their communities, being based upon two different squatters' cases in Trinidad: one developed on the marginal land of the capital (Port-of-Spain), which has been squatted irregularly and referred as slum, and the other developed on the fringe of rural town (Arouca), which has been formed relatively orderly. Squatting both on government lands and private lands have been unsolved sociopolitical issues in Trinidad-and-Tobago since the emancipation of slaves in 1838. In 1998 the act for the regularization of squatted lands was passed. Women have played quite important role to lead the squatters for the regularization and to develop their communities. Both cases show the lands unused were developed by the residents themselves, although the one located on the fringe of rural town was firstly developed by an informal distribution system, "*bobor*".

Among the poor Afro-Caribbean households matrifocal families have been dominant, while men usually contribute little for their households. Mainly women rear their children, doing housework and working outside. This tendency has been traditional. These two factors must be why women have been playing leading role for the regularization of their squatting lands and development of their communities in Trinidad. Moreover, femaleness which bear children and raise must be the third reason. They bear communities of the squatters and lead the development of those communities. After the communities are regularized and developed at certain stage, they quit as leaders and, in turn, men start to play the leadership roles.